

# **箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画**

**【平成29年（2017年）1月】**

**箕面市**

# 目次

## 1 総則

|           |      |
|-----------|------|
| 1-1 目的と構成 | P. 4 |
|-----------|------|

- 1-1-1 計画の目的
- 1-1-2 計画の位置づけ
- 1-1-3 計画の構成

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 1-2 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針 | P. 5 |
|----------------------------|------|

- 1-2-1 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症
- 1-2-2 対策の目的及び基本的な戦略
- 1-2-3 対策の基本的な考え方
- 1-2-4 対策の留意点

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 1-3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 | P. 7 |
|-------------------------|------|

- 1-3-1 被害想定
- 1-3-2 社会・経済への影響

|                  |      |
|------------------|------|
| 1-4 対策推進のための役割分担 | P. 8 |
|------------------|------|

- 1-4-1 国の役割
- 1-4-2 府の役割
- 1-4-3 保健所の役割
- 1-4-4 市の役割
- 1-4-5 医療機関の役割
- 1-4-6 指定地方公共機関の役割
- 1-4-7 登録事業者の役割
- 1-4-8 一般事業者の役割
- 1-4-9 市民の役割

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 1-5 市行動計画の主要な項目 | P. 10 |
|-----------------|-------|

- 1-5-1 実施体制

- 1-5-2 情報収集・サーベイランス
- 1-5-3 情報提供・共有
- 1-5-4 予防・まん延防止
- 1-5-5 医療
- 1-5-6 市民生活・地域経済の安定の確保

## 2 発生段階別の対策

|          |       |
|----------|-------|
| 2-1 未発生期 | P. 14 |
|----------|-------|

- 2-1-1 実施体制
- 2-1-2 情報収集・サーベイランス
- 2-1-3 情報提供・共有
- 2-1-4 予防・まん延防止
- 2-1-5 医療
- 2-1-6 市民生活・地域経済の安定の確保

|            |       |
|------------|-------|
| 2-2 府内未発生期 | P. 17 |
|------------|-------|

- 2-2-1 実施体制
- 2-2-2 情報収集・サーベイランス
- 2-2-3 情報提供・共有
- 2-2-4 予防・まん延防止
- 2-2-5 医療
- 2-2-6 市民生活・地域経済の安定の確保

|            |       |
|------------|-------|
| 2-3 府内発生早期 | P. 20 |
|------------|-------|

- 2-3-1 実施体制
- 2-3-2 情報収集・サーベイランス
- 2-3-3 情報提供・共有
- 2-3-4 予防・まん延防止
- 2-3-5 医療
- 2-3-6 市民生活・地域経済の安定の確保

|           |       |
|-----------|-------|
| 2-4 府内感染期 | P. 22 |
|-----------|-------|

- 2-4-1 実施体制
- 2-4-2 情報収集・サーベイランス
- 2-4-3 情報提供・共有
- 2-4-4 予防・まん延防止
- 2-4-5 医療
- 2-4-6 市民生活・地域経済の安定の確保

|         |
|---------|
| 2-5 小康期 |
|---------|

|       |
|-------|
| P. 24 |
|-------|

- 2-5-1 実施体制
- 2-5-2 情報収集・サーベイランス
- 2-5-3 情報提供・共有
- 2-5-4 予防・まん延防止
- 2-5-5 医療
- 2-5-6 市民生活・地域経済の安定の確保

|             |
|-------------|
| 2-6 緊急事態の措置 |
|-------------|

|       |
|-------|
| P. 26 |
|-------|

- 2-6-1 実施体制
- 2-6-2 予防・まん延防止
- 2-6-3 医療
- 2-6-4 市民生活・地域経済の安定の確保

# 1 総則

## 1-1 目的と構成

### 1-1-1 計画の目的

新型インフルエンザは、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

箕面市における新型インフルエンザ等対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的とし箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定する。

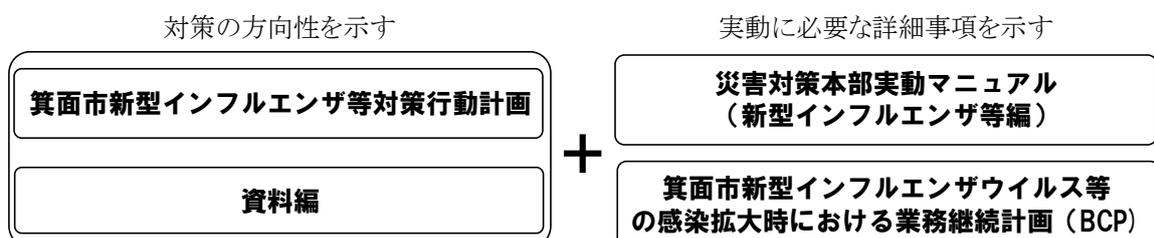
### 1-1-2 計画の位置づけ

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）と整合性を有するものとし、この計画に明記のない事項については、原則として府行動計画に基づくものとする。

### 1-1-3 計画の構成

この計画は、目的及び全編に共通する事項を定める「総則」、新型インフルエンザ等が未発生段階から発生段階ごとに行うべき諸対策について定める「発生段階別の対策」で構成する。

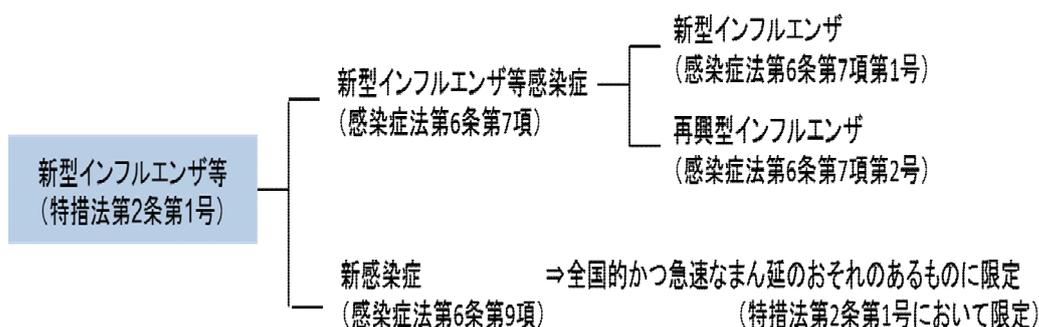
なお、この計画では、本市新型インフルエンザ等対策の方向性を示し、箕面市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）や、職員等の実動に必要な詳細事項は、この計画に基づき作成する実動計画類に記す。



## 1-2 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

### 1-2-1 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法という。」）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症とする。

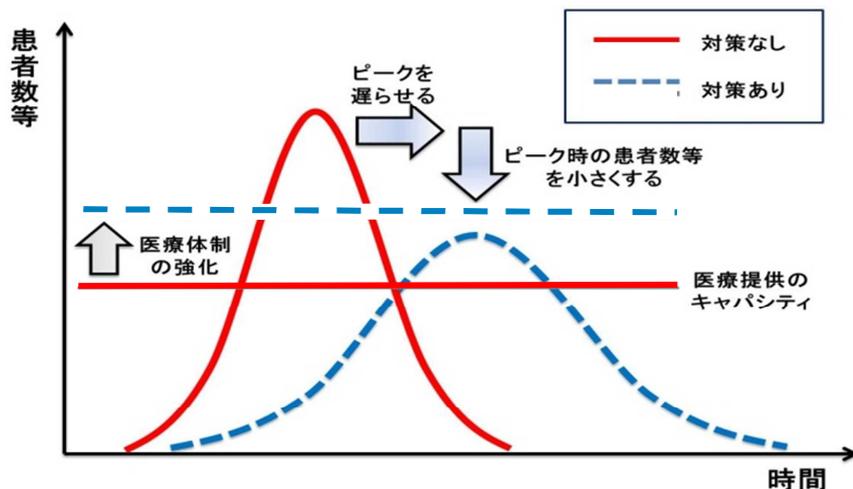


### 1-2-2 対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

そのため、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国、府、他市町村、関係機関と相互に連携し、次の2点を対策の主たる目的と位置づけ対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者発生等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える。
  - ・ 市内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活及び地域経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。



### 1-2-3 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があるため、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性に応じて、具体的な対策を講じる。

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）並びに府行動計画に基づき、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

発生時における各発生段階への移行は、必要に応じて国と協議した上で、府が柔軟に判断する。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があること、また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合には、対策の内容が変化することに留意する。

| 発生段階   | 状態  | 政府行動計画の発生段階 |
|--------|---|-------------|
| 未発生期   | 新型インフルエンザ等が発生していない状態                          | 未発生期        |
| 府内未発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                          | 海外発生期       |
|        | 国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態      | 国内発生早期      |
| 府内発生早期 | 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |             |
| 府内感染期  | 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態              |             |
| 小康期    | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態           | 小康期         |

#### 1-2-4 対策の留意点

##### (1) 基本的人権の尊重

特措法に基づく新型インフルエンザ等対策には、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等、市民の権利と自由に制限を加える条項が定められている。

これら対策の実施にあたっては、市民に対して十分説明したうえで理解を得ることを基本とし、必要最小限の範囲で行うものとする。

##### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、深刻な事態を想定した危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されているが、新型インフルエンザ等発生時には、いかなる場合においても特措法に基づく措置を講じるというのではなく、その病原性の程度や感染力に応じた必要な措置を講じるものとする。

##### (3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、府対策本部、他市町村の対策本部と相互に緊密な連携を図る。市対策本部長は、必要に応じて府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

##### (4) 記録の作成・保存

市対策本部は、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 1-3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

#### 1-3-1 被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態、医療環境や社会環境など多くの要素に左右される。

本市における流行規模の想定に当たっては、府行動計画の中で示された推計を参考としている。

| 項目             | 大阪府      | 箕面市        |
|----------------|----------|------------|
| 人口（平成 22 年）    | 約 886 万人 | 約 13 万人    |
| 罹患者数（全人口の 25%） | 約 220 万人 | 約 3 万 2 千人 |

|                                |            |            |
|--------------------------------|------------|------------|
| 受診患者数（上限値）                     | 約 173 万人   | 約 2 万 5 千人 |
| 入院患者数（上限値）                     | 約 3 万 7 千人 | 約 530 人    |
| 死亡者数（上限値）                      | 約 1 万 2 千人 | 約 170 人    |
| 1 日あたり最大入院患者数<br>（流行発生から 5 週目） | 約 7 千人     | 約 100 人    |

※この推計では、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬等の効果や現在の医療体制等の被害軽減要素を考慮していない。

### 1-3-2 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響については、府行動計画では次のような影響が一つの例として想定されている。

- (1) 府民の 25% が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5% 程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40% 程度が欠勤するケースが想定される。

## 1-4 対策推進のための役割分担

### 1-4-1 国の役割

- ・国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO 等其他国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基

本的対処方針を決定する。

#### 1-4-2 府の役割

- ・府は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療体制の確保やまん延防止などの対策を的確かつ迅速に実施する。
- ・府は、府域に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。
- ・府は、市町村及び指定（地方）公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

#### 1-4-3 保健所の役割

- ・保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、所管内関係機関と連携し、二次医療圏等の区域における医療体制を整備するとともに、適切な医療の提供が行われるよう医療機関に対し必要な支援を行う。
- ・保健所は、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。

#### 1-4-4 市の役割

- ・市は、住民にとって最も近い行政単位であり、市民へのワクチンの接種や、生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、府や近隣の市町と緊密な連携を図り的確に対策を実施する。
- ・市は、府が実施する地域における医療体制の確保等に関して協力し連携を図る。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、市対策本部において、地域の状況に応じて対策を進める。

#### 1-4-5 医療機関の役割

- ・医療機関（歯科医療機関を含む。）は、新型インフルエンザ等の発生前から当該患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資

器材の確保、診療継続計画の作成等の準備に努めるとともに、発生時には適切な医療の提供を行う。

#### **1-4-6 指定地方公共機関の役割**

- ・指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- ・指定地方公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

#### **1-4-7 登録事業者の役割**

- ・登録事業者（特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者）は、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染予防策の実施や事業継続のための準備を行い、発生時には事業を継続するよう努める。

#### **1-4-8 一般事業者の役割**

- ・一般事業者は、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染防止策を行うとともに、発生時には、感染拡大防止の観点から一部事業の縮小が望まれ、特に、多くの者が集まる事業を行うものは、感染防止措置を徹底することが求められる。

#### **1-4-9 市民の役割**

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識や情報を得ておくとともに、季節性インフルエンザ予防として行っているマスク着用、手洗い、うがいの徹底等、個人レベルでの感染対策を行うよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

### **1-5 市行動計画の主要な項目**

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと、及び「市

民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える」ことを達成するため、次の6項目を主要対策として設定する。各項目の対策については、発生段階ごとに示す。

- ・実施体制
- ・情報収集・サーベイランス
- ・情報提供・共有
- ・予防・まん延防止
- ・医療
- ・市民生活・地域経済の安定の確保

### 1-5-1 実施体制

- ・新型インフルエンザ等対策に係る市の実施体制は、全庁的な危機管理体制のもと、国や府、事業者、関係機関（団体）、市民とともに社会全体で取り組むものとする。
- ・国、府において対策本部が設置された場合には、市対策本部を任意で立ち上げ、各対策部が実働マニュアルに基づく業務を行う。
- ・市対策本部の組織は、箕面市地域防災計画における組織体制とする。

### 1-5-2 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等対策を効果的に実施するためには、発生段階に応じたサーベイランス（感染症の発生状況の把握・分析）が極めて重要となる。

市は、国、府のサーベイランスに協力するとともに、国、府からの情報を的確に収集し、市の対策に備える。

### 1-5-3 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策にあたっては、国、府、市、医療機関、事業者、個人の各々がそれぞれの役割を認識し、十分な情報をもとに判断し、適切な行動をとるため、発生前の段階から行動主体間における情報共有を徹底する。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況や対策の実施状況、実施主体等について、迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

情報提供にあたっては、市対策本部において、情報提供の一元化を図り、定期的に情報提供を行う。

#### 1-5-4 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、対策実施のための体制整備に必要な時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限にとどめることで、地域の医療体制で対応が可能な範囲内におさめることを目的として実施する。マスク着用、手洗い、うがいなどの個人レベルでの対策や、職場における対策、予防接種など複数の対策を組み合わせて行うが、なかには、個人の行動を制限することや、対策そのものが社会・経済活動に影響を与えることも考えられるため、新型インフルエンザ等の病原性や感染力、発生状況に応じた対策を行うものとする。

予防接種は、医療の提供業務、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者等に対して行う「特定接種」と、一般市民に対して実施する「住民接種」に区分されている。

##### (1) 特定接種

特定接種は、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる。

特定接種の対象となる者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方については、政府行動計画に示されているが、発生状況等に応じた柔軟な対応を行うため、発生時における社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

##### (2) 住民に対する予防接種

住民に対する予防接種は、国及び府の協力を得ながら市が実施主体となる。

新型インフルエンザ等緊急事態において、政府対策本部が予防接種の対象者及び接種期間を定めたときは、予防接種法第6条第1項の規定に基づく予防接種を行う。

住民接種の対象となる者の接種順位については、以下4つの群に分類し、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

###### ①医学的ハイリスク者

- ・呼吸器疾患、心臓血管系疾患等基礎疾患を有する者、妊婦

###### ②小児

- ・1歳未満の小児を除く。

- ・ 1歳未満の小児の保護者、及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

③成人、若年者

④高齢者

- ・ 重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者

なお、緊急事態宣言が発出されていない場合であっても、厚生労働大臣から指示があったときは、予防接種法第6条第3項の規定（住民の接種努力義務なし）に基づく予防接種を行う。

### **1-5-5 医療**

新型インフルエンザ等がまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限りがあることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要となるため、発生前の段階から保健所を中心に医師会等地域の関係者と連携を図りながら市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

発生時においては、府が実施する各発生段階における医療体制の維持、確保等に適宜協力する。

### **1-5-6 市民生活・地域経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済への影響が最小限となるように、府、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に事業継続計画の作成等十分な準備を行い、一般の事業者においても積極的に事前準備を行うことが重要である。

## 2 発生段階別の対策

### 2-1 未発生期

|        |   |
|--------|---|
| 状態     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態</li> </ul>   |
| 対策の目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>・ 国内外の発生情報の早期探知に努める。</li> </ul>   |
| 対策の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、府、関係団体等との連携を図り、対応体制の構築等、事前の準備を推進する。</li> <li>・ 発生時の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ul> |

#### 2-1-1 実施体制

未発生期の段階では、市対策本部が設置されていない状態であるため、通常の組織体制で発生に備えた準備を行う。

- (1) 市行動計画等の策定（当該計画）
  - 特措法第8条の規定に基づき、本市における行動計画を策定する。
- (2) 組織体制の整備及び連携強化
  - ① 市内の組織体制を整備・強化するために、市内経営会議等において、情報共有を図る。
  - ② 箕面市新型インフルエンザ等対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催し、必要な対策について検討する。
  - ③ 府、保健所等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

#### 2-1-2 情報収集・サーベイランス

- (1) 情報収集
  - ① 国及び府等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。
  - ② 家きん飼育者等からの異常家きんの早期発見、早期通報を徹底するとと

- もに野鳥等の不審死情報を把握する。
- ③国内での高病原性鳥インフルエンザの発生事例を踏まえ、本市におけるウイルス侵入の早期発見とまん延防止を図る。

(2) サーベイランス

新型インフルエンザ等の感染状況を早期に把握するため、府が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）調査に協力する。

### 2-1-3 情報提供・共有

(1) 市民等への情報提供

- ①市ホームページ等、各種広報媒体を活用してインフルエンザの基礎知識や予防策について継続的に情報提供を行う。
- ②府の要請に応じて、市民からの相談窓口としてコールセンター等を設置するための準備を進める。

(2) 医療機関・関係機関への情報提供

- ①箕面市医師会、箕面市立病院と連携し、新型インフルエンザ等関連情報を医療機関に提供する。
- ②メールや電話を活用して府や関係機関と緊急に情報共有ができる体制を整える。

### 2-1-4 予防・まん延防止

(1) 予防対策の普及

平時からマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の個人レベルでの基本的な感染予防策の普及を図るとともに、地域や職場における感染防止策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知を図る。

(2) 予防接種

- ①厚生労働省が行う特定接種の対象となる事業者の登録について協力する。
- ②特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、接種体制を整備する。
- ③国及び府の協力を得ながら、住民に対する予防接種が速やかに実施できる体制を構築する。体制の整備については、箕面市医師会、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の従事体制や、接種の場所、予約方法等、具体的な実施方法について準備を進める。
- ④住民に対する予防接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町村間で

広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするように努める。

### 2-1-5 医療

- ①保健所を中心として、医療関係団体等地域の関係者と密接に連携を図りながら、府が行う医療体制の構築に協力する。
- ②帰国者・接触者外来の開設や、入院患者を受け入れる医療機関の確保など、府が行う医療体制の整備に協力する。
- ③府が行う臨時の医療施設等として転用できる施設調査に協力する。
- ④府の要請に応じて医療や患者の搬送体制の整備に協力する。

### 2-1-6 市民生活・地域経済の安定の確保

#### (1) 業務継続計画の確認

庁内各部局は、箕面市新型インフルエンザウイルス等の感染拡大時における業務継続計画（以下「インフルBCP」という。）を確認し必要に応じて見直しを行う。

#### (2) 要援護者への支援

在宅の高齢者や障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、訪問診療、生活支援物資の搬送等）、救急搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要援護者を把握するとともに、その具体的手続きを決めておく。

#### (3) 火葬能力等の把握

府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。

#### (4) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医療品その他物資及び資材を備蓄する。

## 2-2 府内未発生期

|        |   |
|--------|---|
| 状態     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・国内で発生したが、府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> </ul>  |
| 対策の目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の国内への侵入状況を注視するとともに、府内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>・府内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>   |
| 対策の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性、感染力等が高い場合にも対応できる措置をとる。</li> <li>・国、府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>・府内で発生した場合には早期に発見できるよう、市内のサーベイランス及び情報収集体制を整える。</li> <li>・近隣地域外での発生状況をもとに注意喚起を行うとともに、府内及び市内発生に備え、発生した場合の対策についての確かな情報提供を行うことで、医療機関や事業者、市民に対して府内発生期に備えた準備を促す。</li> </ul> |

以下、市対策本部が設置された状態における各対策部の対応について記載しており、市対策本部が設置されていない場合にあっては、通常の組織体制で発生に備えた準備（未発生期の対応）を継続する。

### 2-2-1 実施体制

- ①府対策本部が設置されたときは、任意の市対策本部を設置する。
- ②専門家会議を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報共有を図るとともに、今後の対策を検討する。

### 2-2-2 情報収集・サーベイランス

前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・国及び府等からの様々な情報を収集する。
- ・府が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者等の状況調査に協力する。

### 2-2-3 情報提供・共有

- ①各種広報媒体を活用して、新型インフルエンザ等の発生状況や、現在市が実施している対策内容、今後府内（市内）で発生した場合に必要な対策等について、災害対策本部で情報を集約し、市民、事業者等に対して情報提供を行う。
- ②府の要請に基づき、国等が配布したQ & A等を参考に、市民からの問い合わせに対応できるコールセンター等を設置する。

#### 2-2-4 予防・まん延防止

##### (1) 予防対策の普及

前発生段階から継続して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等、基本的な感染予防策の普及を図る。

##### (2) 海外渡航者に対する注意喚起

国が発出した感染症危険情報を受け、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

##### (3) 特定接種

職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て接種を行う。

##### (4) 住民に対する予防接種

市対策本部実動マニュアルに基づき、人員配置等の具体的な接種体制の構築を進める。

#### 2-2-5 医療

- ①新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、府が開設する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ②府が行う患者の搬送体制の構築について協力する。
- ③前発生段階から継続して、入院患者を受け入れる医療機関の確保など、府が行う医療体制の整備に協力する。

#### 2-2-6 市民生活・地域経済の安定の確保

##### (1) 要援護者への支援

前発生段階から継続して、在宅の高齢者や障がい者等の要援護者への生

活支援（見回り、訪問診療、生活支援物資の搬送等）、救急搬送、死亡時の対応等について、府と連携して要援護者を把握するとともに、その具体的手続きを決めておく。

（２）府が事業者に対し、必要な措置を行うよう要請する次の項目について市はその要請が効果的に行われるよう協力する。

- ①従業員の健康管理の徹底及び事業所における感染予防策の実施
- ②食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じない対策の実施

（３）遺体の火葬・安置等

多数の遺体が発生した場合に対応するため、府等と連携体制を整えるとともに、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体安置場所として使用する施設の確保を行う。

（４）市民への呼びかけ

市民に対し、外出自粛等に備え、食料、生活必需品の適正な備蓄を啓発するとともに、食料品、生活必需品等の購入の際には、買い占め等を行わないよう呼びかける。

## 2-3 府内発生早期

|        |   |
|--------|---|
| 状態     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> </ul>   |
| 対策の目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>・患者に適切な医療を提供する。</li> <li>・感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ul>  |
| 対策の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるための対策を行う。</li> <li>・府内感染期への移行に備えて、市民生活の安定のための準備を急ぐ。</li> <li>・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。</li> <li>・政府対策本部が府に対し、緊急事態宣言を発出した場合は、府と連携して、必要な対策を行う。</li> </ul> |

### 2-3-1 実施体制

各対策部は実動マニュアルに基づく対策を行う。

### 2-3-2 情報収集・サーベイランス

前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・国及び府等からの様々な情報を収集する。
- ・幼稚園、学校等のサーベイランス

### 2-3-3 情報提供・共有

- ①必要に応じてコールセンター等の体制を強化する。
- ②市民の不安等を解消するため、新型インフルエンザ等の発生状況や市が実施している対策等についての広報を充実させる。
- ③市民に対し、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われる場合の受診方法等の対応を周知する。
- ④学校、保育施設等や事業所での感染拡大防止策についての最新情報を適切に提供する。

### 2-3-4 予防・まん延防止

(1) 府と連携し、感染拡大防止策の啓発を強化する。

- ①市民、事業者等に対し、マスク着用、手洗い、うがい、人混みを避ける

等の基本的な感染対策等を勧奨する。

- ②事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ③病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ④公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

## (2) 住民への予防接種

- ①ワクチンの供給が可能になり次第、市対策本部実動マニュアルに基づき、市民への予防接種を開始する。
- ②住民に対し、予防接種に関する情報を周知する。

## 2-3-5 医療

前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・入院患者を受け入れる医療機関の確保など、府が行う医療体制の整備に協力する。
- ・新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、府が開設する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ・府が行う患者の搬送体制の確立について協力する。
- ・新型インフルエンザ等患者が増加し、帰国者・接触者外来での診療体制から、一般医療機関での診療体制に移行された場合の準備を進める。

## 2-3-6 市民生活・地域経済の安定の確保

前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・要援護者への支援
- ・府が行う事業者への要請に協力
- ・遺体の火葬、一時的遺体安置場所の確保
- ・市民に対し、食料、生活必需品の適正な備蓄を啓発
- ・府内感染期に備え、各部局においてインフルBCPに基づく業務を継続させるための準備を行う。

## 2-4 府内感染期

|        |  |
|--------|--|
| 状態     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態</li> <li>・感染拡大から、まん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> </ul>  |
| 対策の目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制を維持する。</li> <li>・健康被害を最小限に抑える。</li> <li>・市民生活への影響を最小限に抑える。</li> </ul>  |
| 対策の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、地域ごとに発生の状況が異なる場合があるため、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。</li> <li>・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について理解し、自発的対策がとられるように積極的な情報提供を行う。</li> <li>・流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活や経済への影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動や、その他の社会活動をできるだけ継続する。</li> <li>・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小、もしくは中止する。</li> </ul> |

### 2-4-1 実施体制

各対策部は実動マニュアルに基づく対策を進める。

### 2-4-2 情報収集・サーベイランス

前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・国及び府等からの様々な情報を収集する。
- ・幼稚園、学校等のサーベイランス

### 2-4-3 情報提供・共有

前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・新型インフルエンザ等の発生状況、市の対策等について広報を行う。
- ・個人での感染予防策や、感染が疑われる場合の受診方法等を周知する。

- ・学校、事業所等に対して感染拡大防止策についての最新情報を提供する。

#### 2-4-4 予防・まん延防止

府と連携し、前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・市民、事業者等に対し、マスク着用、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染等対策を勧奨する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・住民への予防接種を継続する。

#### 2-4-5 医療

府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### 2-4-6 市民生活・地域経済の安定の確保

前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・要援護者への支援
- ・府が行う事業者への要請に協力
- ・遺体の火葬、一時的遺体安置場所の確保
- ・市民に対し、食料、生活必需品の適正な備蓄を啓発
- ・インフルBCPに基づき具体的に業務の優先度を決定し、職員の出勤状況を考慮した上で、通常業務の縮小や、相互応援体制を整える。
- ・事業者に対し、食料品及び生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう要請する。

## 2-5 小康期

|        |  |
|--------|--|
| 状態     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li> <li>・ 大流行は一旦終息している状態</li> </ul>  |
| 対策の目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活、地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</li> </ul>  |
| 対策の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>・ 第二波の流行による影響を軽減するため住民接種を進める。</li> </ul> |

市対策本部が閉鎖されたときは、通常の組織体制において流行に第二波の発生に備えて警戒準備を行う。

### 2-5-1 実施体制

緊急事態解除宣言が発出されたときまたは府対策本部が閉鎖されたときは速やかに市対策本部を閉鎖する。

### 2-5-2 情報収集・サーベイランス

前発生段階から実施してきた次の業務を継続させる。

- ・ 国内外の機関が公表する情報を収集する。
- ・ 幼稚園、学校等のサーベイランス

### 2-5-3 情報提供・共有

- ① 市民や事業者等に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性や、それに備える必要性を情報提供する。
- ② 状況を見ながら、コールセンターの体制を縮小または閉鎖する。

### 2-5-4 予防・まん延防止

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく予防接種を進める。

### 2-5-5 医療

- ①府と連携して医療に関する情報を収集するとともに国や府からの要請に適宜協力する。
- ②状況をみながら、新型インフルエンザ等発生前の診療体制に戻していく。

#### **2-5-6 市民生活・地域経済の安定の確保**

必要に応じて、市民に対し、食料、生活必需品の適正な備蓄を啓発するとともに、事業者に対しても食料品及び生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう要請する。

## 2-6 緊急事態の措置

政府対策本部から、府域が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、各発生段階の対策に加えて、基本的対処方針に基づき、必要に応じ次の措置を講じる。

なお、国及び府と連携し、市の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小または中止する。

### 2-6-1 実施体制

#### (1) 他の地方公共団体に対する応援要求

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による事務の代行要請、応援の要求、職員の派遣要請等を行う。

### 2-6-2 予防・まん延防止

各発生段階の対策に加えて、府が実施する次の措置について協力する。

#### (1) 外出制限

府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定め、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

#### (2) 施設の使用制限（学校、保育所等）

府は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

#### (3) 施設の使用制限（学校、保育所以外の施設）

府は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。

府は、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限または基本的な感染予防策の徹底を要請する。

#### (4) 予防接種

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する予防接種を行う。なお、小康期においても、緊急事態宣言がなされている場合は、予防接種を継続する。

### 2-6-3 医療

#### (1) 臨時の医療施設

区域内の医療機関が不足した場合に、府が臨時の医療施設を設置するため府の要請に応じて適宜協力する。

### 2-6-4 市民生活・地域経済の安定の確保

各発生段階の対策に加えて、府と連携して次の対策を行う。

#### (1) 事業の継続または再開等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

また、小康期においては、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小または中止していた事業が再開可能である旨を周知する。

#### (2) 水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

#### (3) サービス水準に係る市民への呼びかけ

新型インフルエンザ等がまん延した段階においては、市の業務が縮小され、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを市民等に対して周知し、理解を求める。

#### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視する。

また、必要に応じて小売等関係事業者に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等を要請するとともに市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### (5) 要援護者への支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等の支援を行う。

#### (6) 埋葬・火葬の特例

市は、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請するとともに、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保する。

箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月：平成 29 年（2017 年）1 月

編集・発行

箕面市健康福祉部地域保健室

〒562-0014

大阪府箕面市萱野 5-8-1

電話：072-727-9500（代表）

ファクス：072-727-3539

印刷物番号

28-18